

女性の職業選択に資する情報の公表について

令和5年6月15日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定により、女性の職業生活における活躍に関する情報を次のとおり公表する。

1 特定事業主行動計画において目標設定した項目

項目	市長部局等
管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性職員の割合（R5.4.1）	10.0%
係長相当職以上の女性職員の割合（R5.4.1）	15.6%
育児休業を取得する男性職員の割合（R4）	60.0%
制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得割合（R4）	100.0%
月に60時間以上超過勤務を行う常勤職員の割合（R4）	2.9%
常勤職員の月平均超過勤務時間（R4）	11.0時間
職員の年次休暇の平均取得率（R4）	23.2%

2 その他の項目

項目	市長部局等
採用した職員に占める女性職員の割合（R5.4.1）	40.0%

※市長部局等…市長部局、市議会事務局、市教育委員会事務局、市公平委員会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局